

広島県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十八年三月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東海田広島線	安芸郡海田町畝二丁目二二六二番一地从先から安芸郡海田町畝二丁目二二六二番一地向先まで	平成二八年二月二九日